

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課 (健康増進課 薬務衛生課 障害福祉課 長寿介護課 都市計画課)
根拠法令等	障害者自立支援法(17年11月7日公布、18年4月1日施行) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(17年6月22日公布、18年6月1日施行) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令(17年11月30日公布・施行) 介護保険法等の一部を改正する法律(17年6月29日公布、18年4月1日施行分)
【改正の概要】	
<p>1 新たな権限移譲に伴う許可、認可の効力について経過措置を規定する。 権限移譲の際現に効力を有する知事等が行った許可、認可等の処分その他の行為又は現に知事等に対してなされている許可、認可等の申請その他の行為で、移譲の日以後において市長等が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、当該市長等が行った許可、認可等の処分その他の行為又は当該市長等に対してなされた許可、認可等の申請その他の行為とみなす。</p> <p>2 障害者自立支援法による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴うもの</p> <p>(1) 精神障害者社会復帰施設の設置の届出の経由事務を削除 経過措置(18年10月1日から法の経過措置により従前どおり精神障害者社会復帰施設を運営するものに係る届出の経由事務について、なお従前の例によることを規定)</p> <p>(2) 精神障害者居宅生活支援事業を行う旨の届出の経由を削除</p> <p>3 土地区画整理法の権限の東温市への移譲に伴う改正 個人及び土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の認可等の事務を移譲</p> <p>4 都市計画法の権限の東温市への移譲に伴う改正 都市計画の決定又は変更に当たっての土地の試掘等の許可等の事務を移譲</p> <p>5 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴うもの 動物取扱業の届出制が登録制に変更されたが、松山市との移譲協議が不調に終わったため、登録に係る規制権限を県で行うための改正(18年度に再協議の予定)</p> <p>6 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令及び省令の一部改正に伴うもの 被爆者健康手帳保持者である在外被爆者に係る手当(医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、保健手当)及び葬祭料が外務省経由で支給申請が可能となったことに伴う規定整備</p> <p>7 介護保険法の一部改正に伴うもの 介護老人保健施設について開設許可の更新(6年)制度、業務運営の勧告制度の創設に伴う事務の追加のための規定整備</p>	
施行日	平成18年4月1日。ただし、6の原子爆弾被爆者援護法に係る改正は公布日、5の動物愛護法に係る改正は18年6月1日、2の(1)の精神障害者社会復帰施設の設置の届出に係る改正は18年10月1日から施行
【その他参考事項】	